

皆瀬小学校いじめ対策基本方針

1 本校の学校教育目標

(1) 学校教育目標

「からだを鍛え知を磨き いつも誰にでも思いやりを持ち ぜんりよくで努力し伸びていく子供」の育成

(2) めざす児童像

からだを鍛える子かしこい子 **い**つも誰にでもやさしい子

ぜんりよくで努力し伸びていく子

(3) めざす学校像

- 家庭や地域とともに子供を育てる学校
- 安全で安心して笑顔で過ごせる学校
- 意欲的に学び、一人一人の力が伸びる学校

2 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義（佐世保市いじめ防止基本方針より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の安全な生活を送り教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。そのため本校では、すべての児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、基本姿勢として次の5項目を挙げる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育むことができるように努める。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

3 いじめ問題対策のための組織

(1) いじめ対策委員会（生活指導委員会）

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、学級担任等（必要に応じてスクールカウンセラーに依頼）からなる、いじめ防止等の対策のための生活指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 児童理解の時間の設定

火曜日夕方の連絡会の時間を活用し、定期的に、また必要に応じて児童理解のための時間を設定し、配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに管理職に報告し、状況によっては生活指導委員会を開催し敏速な対応を行う。

① 家庭との連携

- ・ 保護者懇談会や個人面談等を利用して、児童のがんばりや長所、心配なことなどをこまめに保護者に連絡するなどして、日頃から保護者との信頼関係を築く。
- ・ 必要に応じてPTA会長・副会長等に協力を要請する。

② 関係機関との連携

【教育委員会】

- ・ 学校教育課
- ・ 青少年教育センター

【関係機関】

- ・ 子ども子育て応援センター（佐世保市役所）
- ・ 佐世保子ども・女性・障害者支援センター
- ・ 相浦警察署
- ・ 青少年教育センター
- ・ 民生児童委員・主任児童委員

4 いじめの未然防止のための取組

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子ども自身の自己指導能力の育成を図る。

(1) 学級経営の充実

- 個人面談や心の状況調査、アンケート等を実施して、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- わかる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が達成感や成就感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- 児童との個人面談を定期的実施し、児童一人一人の理解に努める。その結果、学級の問題点、教師の観察との相違点などがあれば、全職員で共通理解を図る。
- 養護教諭や教務主任などが、担任以外に相談相手になることを子どもに周知させる。

(4) 縦割り班活動の実施

- 縦割り班活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 授業などを通じて、全校児童に SNS やインターネットの使い方に関する注意喚起や情報モラル教育を実施し、インターネット等によるいじめの未然防止に努める。

(6) 保護者や地域との連携

- 幼い頃からの家庭教育の充実を働きかける。
(善悪の判断、物を大切に扱うこと、友達を傷つけることの重大さ、携帯電話等の使い方、地域活動への参加、奉仕体験活動への取組など)

5 いじめの早期発見のための取組

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうる。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

併せて、いいところみつけの効果的な活用を図るとともに、定期的なアンケート

調査や個人面談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(1) 教職員による観察や情報交換

- 児童のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有するよう努める。また、いいところみつけを効果的に活用する。

(2) 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

- 児童の生活実態について、アンケート調査や個別面談等、きめ細かな把握に努める。

(3) 教育相談体制の整備

- 校内に児童や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。

(4) 相談機関等の周知

- 学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

6 いじめの早期解決のための取組

(1) 的確な情報収集

- いかなる場合も真摯に受け止め、関係する友達や保護者からの情報収集等を通じて、事実関係の把握を迅速かつ正確に行い、関係者全員で情報を共有する。

(2) 基本的な緊急対応

- 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- 休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。

(3) 調査による実態把握

- いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。

(4) 解決に向けた指導・援助

- いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。
- いじめられている側の保護者の心情を、教職員は同じ立場に立って受け止める。そして、いじめの問題を自らの課題として捉え、全教職員が緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して事象に対応していることを保護者に伝え、信頼の回復に努める。

(5) 継続指導・経過観察

- いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセ

セラーと連携を取りながら、指導を行っていく。

- 保護者には、随時入手した正確な情報や指導状況を伝え、学校の対応について理解してもらうとともに、学校に対しての安心感をもってもらうよう配慮する。

(6) 再発防止

- 傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- 友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。

7 年間計画

4月	学校基本方針の確認 P T A総会での説明 家庭訪問	<ul style="list-style-type: none"> ・児童による人権集会の企画・運営 ・児童による学級の約束の作成 ・児童の学校満足度測定（学校評価）
5月	i-check	
6月	いのちを見つめる強調月間 アンケート①の実施	
7月	個人面談（アンケート結果から）	
8月		
9月		
10月		
11月	アンケート②の実施	
12月	人権集会 個人面談	
1月		
2月		
3月		

8 組織的な対応イメージ

①いじめの予防

- 校内体制の確立
- 「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」、別添〈参考資料〉の活用、事例研究等の活用による教職員の対応力の向上
- 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 「特別の教科 道徳」を要とした教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実
- 児童の活動を通じた自己指導能力の育成
- 児童の「規範意識」「おもいやり」の育成
- 家庭・地域社会、関係機関との連携強化

②いじめの情報



③情報を集める

- 教職員、児童、保護者、地域住民、その他から「いじめ対策委員会」に情報を集める。



④指導・支援体制を組む

- 「いじめ対策委員会」で指導・支援を組む（学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）

連携

関係機関



⑤A 児童への指導・支援

- いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作る。
- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

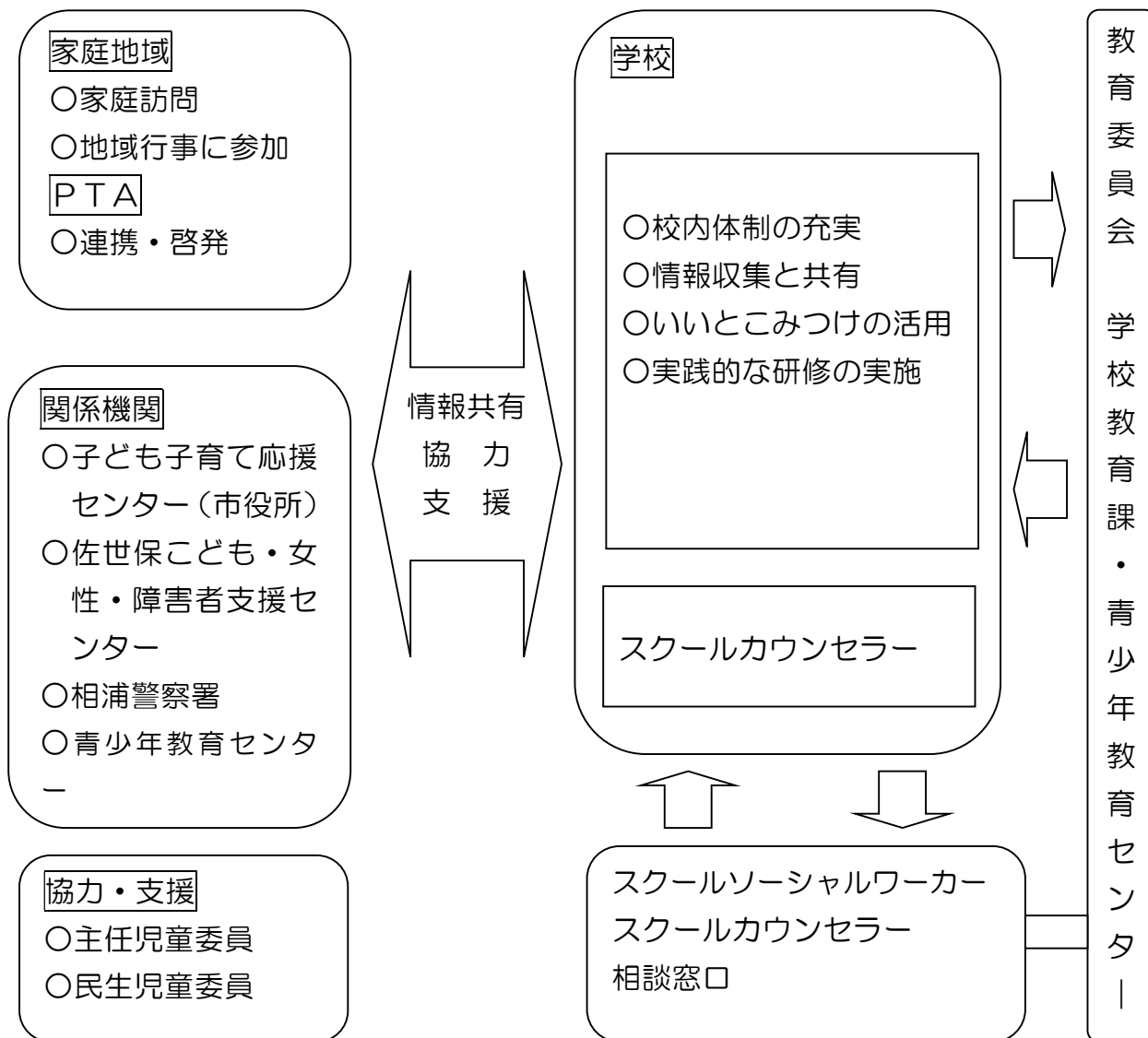
⑤B 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

※常に情報把握に努める。

※教職員の人権意識を高め

9 いじめ防止のための校内体制と関係機関との連携



命と人権を大切にする集団づくり